

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

本計画の対象である千葉県富津市富津岬と神奈川県横須賀市鴨居観音崎とを結んだ線以北の東京湾の海域(以下「東京内湾」という)における千葉県小型底びき網漁業の漁獲量は、昭和 60 年から平成 2 年にかけて 3,900 トンから 1,800 トンに減少し、その後は平成 13 年まで 1,700 トン前後で推移した。しかし、平成 14 年以降は再び減少傾向となり、平成 16 年には 1,333 トンまで減少した(図 1)。

東京内湾の小型底びき網漁業の漁獲対象資源は、魚類、甲殻類及び二枚貝類など 70 種類程度であり、主要な漁獲対象種はスズキ、マコガレイ、マアナゴ及びトリガイである。それらの漁獲量(全漁業種類合計)はスズキが 1,500~2,000 トンで資源水準は高位横ばいであるが、マコガレイは 250 トン程度で低位横ばい、マアナゴは 50~180 トンの範囲で横ばい、トリガイも低位であることから、東京内湾における小型底びき網漁業の対象種の資源水準は、スズキを除き低位であると思われる(図 2)。

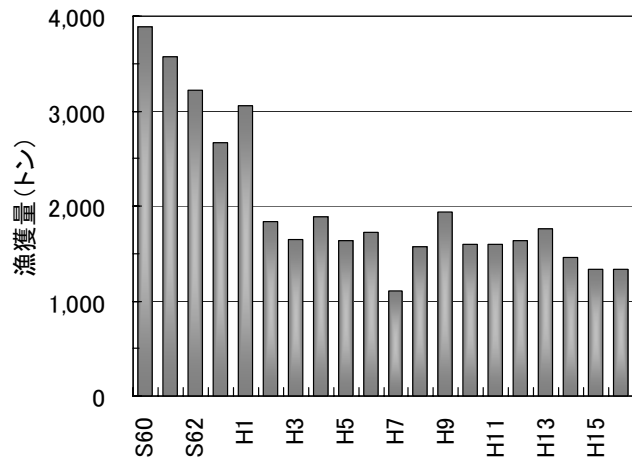


図1 東京内湾小型底びき網漁業の漁獲量
(千葉農林水産統計年報, 漁業地区: 浦安~下洲)

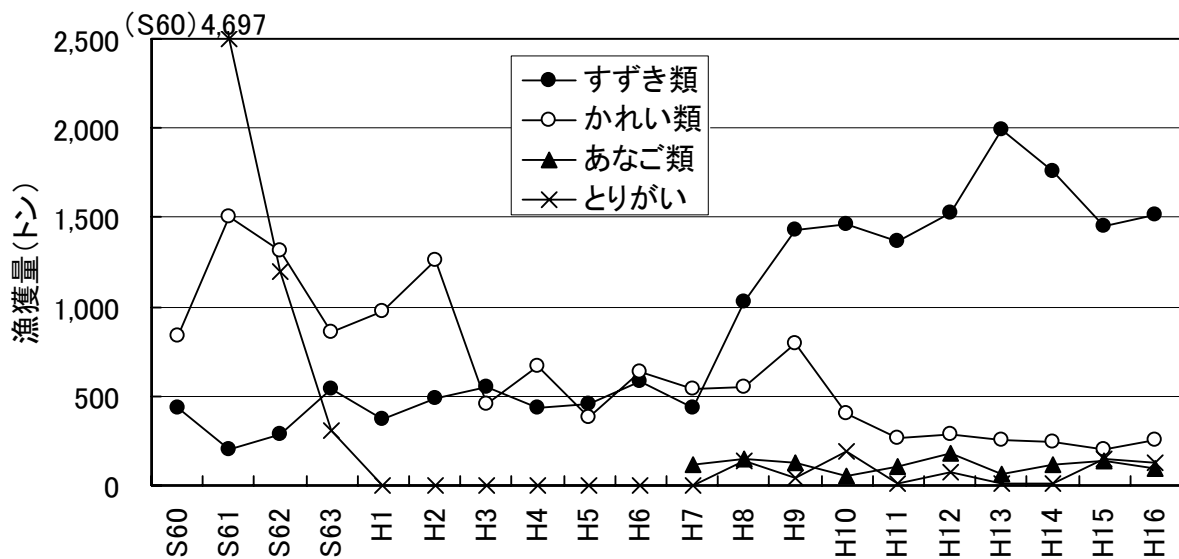


図2 東京内湾における主要魚種の漁獲量(全漁業種類)
(千葉農林水産統計年報, 漁業地区: 浦安~下洲)

(2)資源回復の必要性

東京内湾の小型底びき網漁業の主要な漁獲対象資源の状況は 1-(1)に示したとおりであり、小型底びき網の漁獲量も平成 14 年以降減少傾向であることから、これら資源の回復を図る取組が必要である。

東京内湾では、春から秋にかけて魚介類などの生残や分布に大きな影響を与える貧酸素水塊が発達する。千葉県では、マコガレイの稚魚分布調査及び貧酸素水塊モニタリングを行った結果から、マコガレイ稚魚は夏期には貧酸素水塊の影響を受け中ノ瀬付近に高密度に分布すること、またその他漁獲対象資源の稚魚等の分布についても同様の傾向があることがわかった。このため、資源回復を図る上でこれらを保護することが重要である。

さらに、同じ時期にミズクラゲ等が大量に発生するため、漁具に入網したミズクラゲ等により漁獲物の質低下や漁具破損などの悪影響がある。

以上のような漁場環境の下で、小型底びき網漁業の漁獲量の増大や経営の改善・安定化を図るためには、資源の回復とともに、水産資源の有効的な利用及び漁獲物の質の向上等の取組が必要である。

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1)関係漁業等の現状

①関係漁業の現状

東京内湾の小型底びき網漁業の許可件数（手繰第 2 種・第 3 種）については昭和 60 年以降減少傾向にあって、平成 18 年は 277 件となっている（図 3）。このうち北部地区（浦安市～船橋市）は 66 件、南部地区（木更津市～富津市）は 211 件である。

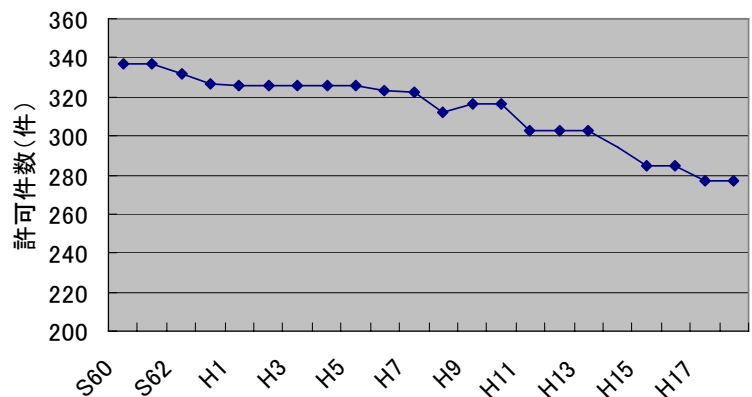


図 3 小型底びき網漁業許可件数の推移

②漁獲量、漁獲金額の推移

東京内湾の小型底びき網漁業の漁獲量は、図 1 に示したとおり、平成 2 年から 13 年までは 1,700 トン前後で推移したが、平成 14 年は 1,462 トン、平成 15、16 年は 1,330 トン余りで、14 年以降は減少傾向となっている。また、これに加えて魚価の低迷により、漁獲金額も減少している。

③漁業形態及び経営の現状

東京内湾の小型底びき網漁業は、主にスズキ、アナゴ、タチウオ等を対象としたビーム網（手繰第 2 種）及びマコガレイ、トリガイ等を対象とした桁網（手繰第 3 種）により操業されている。

年間の操業状況は海域特性や資源状況に応じて異なり、北部地区では主にスズキ、マコガレイを対象とした操業が行われ、春にはトリガイ、秋にはタチウオを対象とした操業が行われている（図 4）。

一方、南部地区ではカレイ、スズキにアナゴを加えた操業が主体で、季節によりトリガイ、クルマエビ、タチウオ等を対象にした操業が行われている（図 5）。

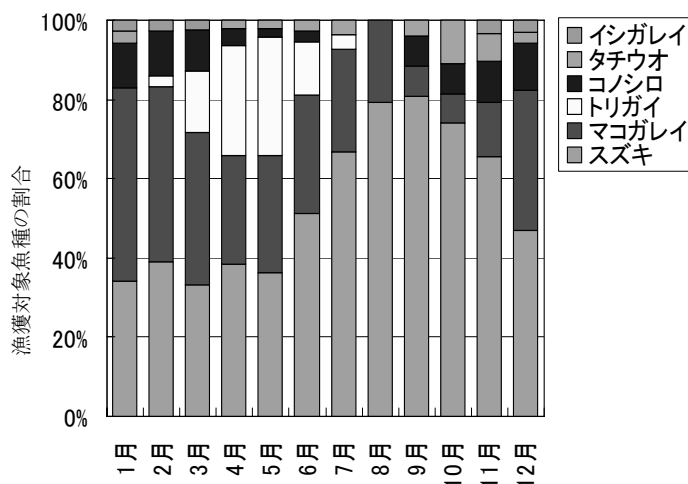


図4 漁獲の対象とする魚種(北部地区)

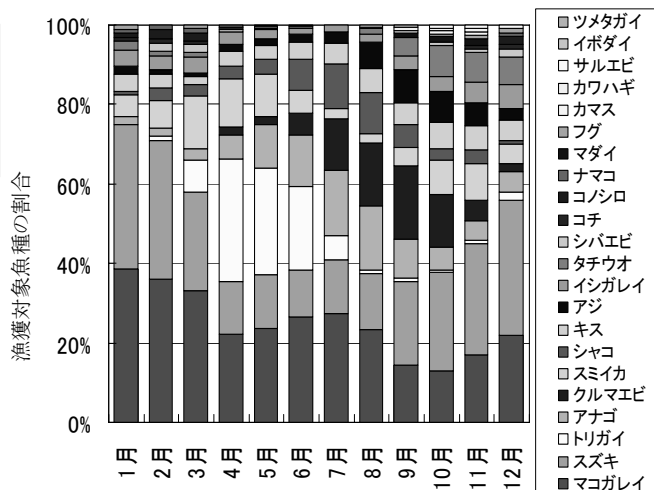


図5 漁獲の対象とする魚種(南部地区)

小型底びき網漁業の専業・兼業形態は地区により異なり、北部地区では小型底びき網漁業の専業者が50%で、小型底びき網を主体に他の漁業との兼業者39%も含めると、小型底びき網を主体とする漁業者の割合が89%と高い。

一方、南部地区は小型底びき網漁業が主体の漁業者は55%で、その他はのり養殖を主体とする他漁業との兼業者が45%である。

両地区とも漁獲量の減少、燃油の高騰等に伴い、経営は厳しい状況である。

④消費と流通の現状

東京内湾の小型底びき網漁業の漁獲物は、鮮魚として90%以上が直接仲買業者に出荷される。一部は東京都中央卸売市場等に共同出荷又は個人出荷されている。また、トリガイの剥き身、刺身、てんぷら種、フライ種加工(スズキ、スミイカ、イシモチ等)等を施した市場出荷や小売出荷も行われている。

(2)資源管理等の現状

①関係漁業の主な資源管理措置

東京内湾の小型底びき網漁業の資源管理は、公的な規制の他、漁業者組織「内湾底びき網連絡協議会」が中心となった自主的な取組により多岐にわたっている。

ア 公的な規制

漁業種類	区域	操業期間	漁業調整規則・許可条件等
手繰第2種	富津岬突端～第1海堡中心点～第2海堡中心点～第3海堡中心点～観音崎突端を結んだ線以北の千葉県海面	周年	【漁船・漁具】 ①船舶:10トン未満・機関:80kW以下 ②手繰網目15cmにつき18節以下 【操業】 ①水深8m以浅は操業禁止
手繰第3種	富津岬突端～第1海堡中心点～本牧の鼻突端を結んだ線以北の千葉県海面 (周年操業禁止区域) ・共同漁業権漁場 ・のり養殖施設の設置区域 ・旧共同漁業権共第126号	周年	【漁船・漁具】 ①船舶:15トン未満・機関:80kW以下 ②爪の間隔3.9cm以上 ③手繰網目15cmにつき18節以下 ④桁の幅3.5m以内 【操業】 ①日没～日出は操業禁止 ②潜水器漁船から500m離れる ③木更津市盤洲鼻突端～横浜本牧鼻突端以南の12/1～3/31操業禁止 【漁獲物】 ①トリガイ6cm以下の採捕禁止 ②アズマニシキ5cm以下の採捕禁止

イ 自主的な取り組み(主なもの)

主な対象種	区域	期間	規制内容等
全 種	全域	12/25～1/4	カレイ類産卵保護のための休漁
カレイ類	アクアライン以北	周年	・尻目合:総3寸以上 ・桁幅:3m以内
		4/1～9/30	・投網午前5:30 ・網上午後2:00
		10/1～3/31	・投網午前6:00 ・網上午後2:30
	アクアライン以南	周年	・尻目合:総2.5寸以上 ・桁幅:3m以内
		4/1～9/30	・投網午前5:30 ・網上午後2:00
		10/1～3/31	・投網午前6:00 ・網上午後2:30
		夏期	マコガレイ稚魚の夏期保護区域設定
トリガイ	全域	周年	・投網午前5:00 ・別途操業規制
スズキ アナゴ	全域	周年	・操業時間10時間 ・アナゴ網の尻袋13節以下

②遊漁の現状

スズキ、マコガレイ等を始めとして、小型底びき網漁業の対象魚種は、東京湾岸関係都県の遊漁船やプレジャーボートなどでの遊漁の対象となっている。漁業者と遊漁船業者による資源管理に関する取組としては、平成18年度に、千葉県・神奈川県的小型底びき網漁業者が連名で遊漁者に対して、カレイ稚魚の保護を申し入れたことがあげられる。

③資源の積極的培養措置

千葉県では、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に基づき、これまでにマダイ、ヒラメ、クロダイ、マコガレイ、スズキ、アワビ及びクルマエビの種苗生産・放流を実施している。小型底びき網漁業の主要対象魚種としてはマコガレイ、スズキが挙げられる(図6・7)。なおスズキは資源水準が高位となったため、平成15年度以降は種苗生産を休止している。

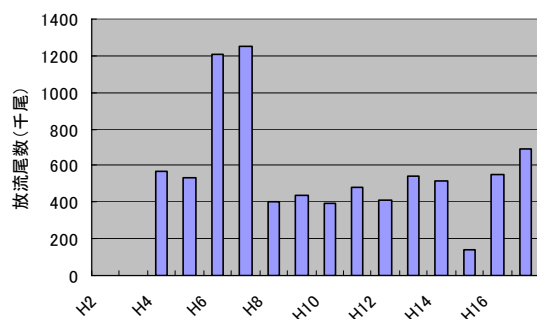


図6 マコガレイの種苗放流実績

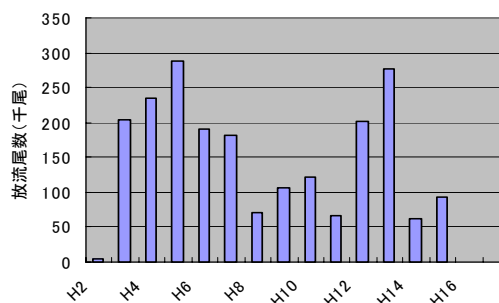


図7 スズキの種苗放流実績

④漁場環境の保全措置

千葉県では、平成11年度から漁業者及び関係機関の協力を得て、「貧酸素水塊速報」を毎週作成・公開している。さらに、平成17年度からは、海洋観測日以外の貧酸素水塊の状況を推測するため、直近の観測データと気象、海象等のデータを基にしたシミュレーションによる

分布推定図を6時間毎に作成・公開しており、漁場環境の把握のほか、漁場形成の予測等に役立てられている。

また、昭和52年からは、県の支援のもと漁業者が航路等に散在する廃材等の回収に積極的に取り組むなど、漁場環境の改善や操業安全の確保に努めている。

3 資源回復の目標

本計画は、平成19年度から平成23年度までの5か年とし、4に示す措置を講じることにより東京内湾に分布する有用資源の増大を図り、漁獲量の減少に歯止めをかけ、計画最終年(平成23年)の漁獲量を5%程度(平成16年比)増大させることを目標とする。

また、東京内湾は春から秋にかけて、魚介類の生残や分布に大きな影響を与える貧酸素水塊が発生するとともに、漁獲物の質低下及び漁具破損等の原因となるミズクラゲ等が発生するなど厳しい漁場環境にある。このため、資源回復とともに4-(1)に示す選択性漁具の導入等により漁場の環境に対応した技術開発・普及を行い、漁業生産の安定化、漁獲物の質の向上等を図る。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

平成19年度から平成23年度までの5か年に、以下の措置を講じる。

(1) 漁獲努力量の削減措置

① 休漁日の設定

週2日の休漁日設定に取り組むこととする。

なお、当面、平成22年5月31日までの3か年とし、必要に応じて再検討することとする。

② 禁漁区の設定等

○マコガレイ

マコガレイの稚魚分布調査及び貧酸素水塊モニタリング結果から、貧酸素水塊の影響を受け、中ノ瀬付近に高密度に分布する稚魚等を保護するため、千葉県漁業者・神奈川県漁業者で開催する「東京湾内湾小型機船底曳網漁業者交流会」で、稚魚等の分布状況に応じて決定する操業規制(期間及び区域)を実施することとする。

○トリガイ及びアカガイ

定着性のトリガイ及びアカガイについては、稚貝発生や分布などの資源状況を把握し、これに悪影響を及ぼす貧酸素水塊の分布特性に応じた保護又は移殖した区域の操業規制を検討する。

③ 漁具の改良

○選択性漁具の導入

主に夏期に操業されるアナゴ網について、マコガレイ稚魚の混獲を防止する選択性漁具の導入を検討する。

(2) 資源の積極的培養措置

2-(2)-③のとおり、小型底びき網漁業対象種の種苗放流に努める。また、春から秋にかけて魚介類の生息・分布に影響する貧酸素水塊を避けた海域に種苗を放流するなど、効果的な放流を継続する。

(3) 漁場環境の保全措置

2-(2)-④のとおり、貧酸素水塊のモニタリング事業及び海底清掃事業を引き続き実施する。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

漁獲努力量の削減措置の実効性を高めるにあたっては、海区漁業調整委員会の指示等必要に応じて公的担保措置の導入を検討する。

6 資源回復のために講じられる措置に対する支援措置

(1) 漁獲努力量の削減措置に対する経営支援策

該当無し。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援策

県は、4-(2)の措置を進めるにあたり必要な支援を行う。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援策

県は、4-(3)の措置を進めるにあたり必要な支援を行う。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、資源回復措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう関係者を指導する。

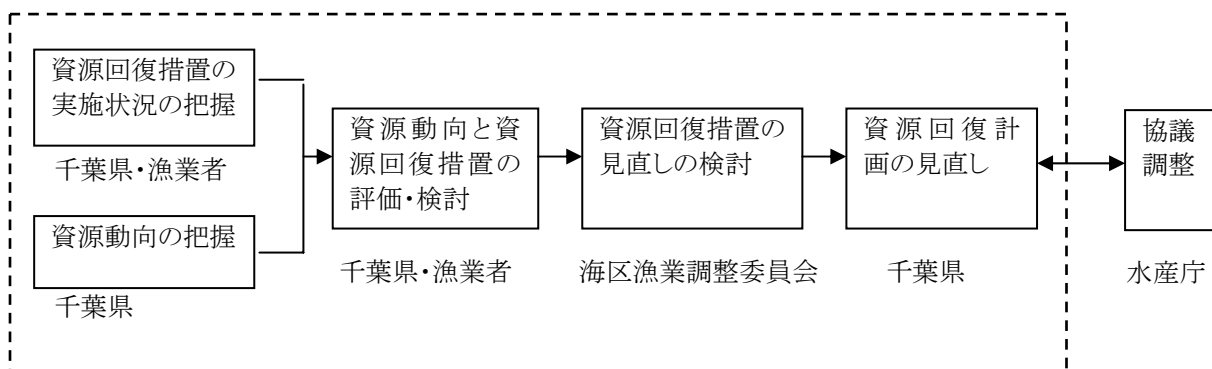
(2) 資源動向の調査

県は、関係機関と連携して小型底びき網漁業対象資源について調査し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、毎年の資源調査、漁獲状況及び資源回復措置の実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

(1) 神奈川県漁業者との協力

漁場を一部共有する神奈川県の小型底びき網漁業者とは、千葉県漁業者組織「内湾底びき網連絡協議会」と神奈川県漁業者組織「東京湾小型底びき網漁業協議会」が毎年開催する「東京湾内湾小型機船底曳網漁業者交流会」等を通じて、協調して資源管理に取り組むよう努める。

(2) クラゲ分離漁具の開発・普及

ミズクラゲ等の大量発生による漁獲物の質低下や漁具破損を防止するため、クラゲ分離漁具の開発・普及を行うこととする。

(3) 他漁業種類漁業者及び遊漁者との連携・協力

今後とも必要に応じ、他漁業種類漁業者及び遊漁者と協調して資源管理に取り組むよう努める。

(4) 情報の提供

資源回復計画は、水産資源の回復を図ることにより将来的に県民等に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であることから、本計画について広く情報提供を行うこととする。